

# 高梁税務署からのお知らせ

■問い合わせ 高梁税務署 (TEL) 2546

## ●確定申告期限

税 目	期 限
所得税	3月17日(月)まで
消費税・地方消費税(個人事業者)	3月31日(月)まで
贈与税	3月17日(月)まで

※還付申告の人は、2月17日(日)以前でも申告書を提出することができます。

便利な口座振替を  
ご利用ください

### 【口座振替日】

所 得 税 …………… 4月22日(火)

消費税・地方消費税(個人事業者)  
…………… 4月24日(木)

高梁税務署は、閉庁日(土・日曜日、祝日)の相談および窓口での申告書の受け付けは行っていません。

## 最高5,000円の税額控除！ 申告書の作成・提出は電子申告納税システム「e-Tax」で!

税務署では、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」の利用を推進しています。

「e-Tax」を利用することで、確定申告等の国税に関する各種手続きをインターネットで行うことができます。また、「e-Tax」には、さまざまな利点があります。ぜひ、「e-Tax」をご利用ください。



### ＜電子申告納税システム「e-Tax」を利用した際の主な利点＞

- 本人の電子署名および電子証明書を添付して所得税の確定申告を「e-Tax」で行うと、所得税額から最高5,000円(その年分の所得税額を限度とする)の控除を受けることができます。(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)
- 平成19年分以降の所得税の電子申告については、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類を省略できます。(内容をシステムに直接入力して送信するため)

※詳しくは、[国税庁ホームページ \(http://www.nta.go.jp/\)](http://www.nta.go.jp/) をご覧ください。

国税庁

で 検索 できます。

# 「後期高齢者医療制度」の 保険料率が決定しました

昨年11月22日に開催された「岡山県後期高齢者医療広域連合議会」において、後期高齢者医療制度の保険料率が決定しましたのでお知らせします。(保険料の概要については11月号でお知らせしています)

## 保険料率

平成20・21年度の保険料率は【表1】のとおりです。

保険料は、被保険者ごとに算定・賦課し、被保険者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

保険料率は、原則として県内均一で、岡山県後期高齢者医療広域連合が決定し、2年ごとに見直されます。

【表1】 保険料率

均等割額	43,500円
所得割率	7.89%

均等割額…被保険者一人あたりの年額  
所得割額…被保険者の総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いた金額に所得割率を乗じて算出  
※賦課限度額(年間)…50万円

## 保険料の軽減等

所得の低い世帯の被保険者については、世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額に応じて、【表2】のとおり均等割額が軽減されます。

また、「後期高齢者医療制度」に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者であった人は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため2年間は所得割額が賦課されず、均等割額は5割軽減されます。なお、平成20年度は特例措置として、保険料は9月まで徴収されず、その後の半年間は均等割額が9割軽減されます。

このほか、災害などで重大な損害を受けたときや、特別な事情で生活が著しく困窮し保険料を納めることが困難な場合、広域連合に申請することで保険料が減免される場合があります。

【表2】 均等割額の軽減基準

軽減割合	世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額	軽減後の額
7割軽減	総所得金額等が、33万円以下の世帯	13,000円
5割軽減	総所得金額等が、33万円 + [24万5千円 × 世帯に属する被保険者数(被保険者である世帯主は除く)] 以下の世帯	21,700円
2割軽減	総所得金額等が、33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数) 以下の世帯	34,800円

※65歳以上の人の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除の15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

※世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の対象となります。

【表3】 保険料の計算例

世帯例	年間保険料額 ①+②※100円未満切り捨て		均等割額 ①	所得割額 ②	軽減割合
	夫の保険料	妻の保険料			
75歳以上1人暮らし 年金収入79万円の場合	13,000円		13,050円	0円	7割軽減
75歳以上夫婦2人世帯 夫…年金収入201万円 妻…年金収入79万円	夫の保険料	72,600円	34,800円	37,872円	2割軽減
	妻の保険料	34,800円	34,800円	0円	
75歳以上の夫婦および75歳未満の子3人世帯 夫…年金収入130万円 妻…年金収入72万円 子(世帯主)…事業所得240万円	夫の保険料	43,500円	43,500円	0円	軽減無し
	妻の保険料	43,500円	43,500円	0円	

被保険者それぞれの保険料額は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

保険料は原則として年金からの特別徴収(天引き)となります。ただし、年金受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える場合は普通徴収(納付書や口座振替による納付)となります。

■問い合わせ 岡山県高齢者医療広域連合 (TEL)086-245-0090、保険課健康保険係 (TEL)0258